

電子的診療情報連携体制整備加算の算定に関するお知らせ

当院では、質の高い医療を提供するため、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、以下の通り体制を整えております。

これに伴い、2026年（令和8年）6月1日より、診療報酬改定に基づき「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定させていただきます。

■当院の取り組み内容

・オンライン資格確認等の活用

マイナ保険証を利用して、患者さまの同意のもと、受診履歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

・マイナ保険証の利用促進

マイナ保険証の積極的な利用を推奨し、医療機関同士の情報連携を深めることで、よりスムーズで質の高い診療を目指しています。

■診療報酬の算定について

上記の体制の維持・整備のため、初診時および再診時に「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定させていただきます。

当院は今後も、デジタル技術の活用を通じて、より安全で質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

